

令和3年6月18日

西原町立中学校 保護者の皆さまへ

西原町教育委員会
教育長 新島 悟
(公印省略)

緊急事態宣言延長に伴う西原町立中学校の対応について

ご存知の通り、沖縄県は緊急事態宣言を令和3年7月11日（日）まで延長するとの発表がありました。本町は、前回、お知らせした通り6月21日（月）より登校を開始し、教育活動を再開して参ります。

つきましては、県より「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」を受け、教育活動等について下記の通りとします。

なお、今後、感染状況が拡大した場合は、急きょ対応の変更があることを申し添えます。

記

- 1 対応期間 緊急事態宣言期間（～令和3年7月11日）
- 2 町立中学校 通常登校
- 3 教育活動
 - ・緊急事態宣言期間の学校行事は規模縮小、または延期で学校の実情に応じて判断します。
 - ・マスク着用・手洗い（手指消毒）・適時適切に換気を行い、教育活動を継続します。
 - ・体育や屋外活動等においては、適時マスク着脱を行い、熱中症対策を図りつつ教育活動を継続します。
 - ・プールの授業については文科省・スポーツ庁による「学校の水泳授業における感染症対策について（令和3年4月9日付 事務連絡）」の感染症対策を講じて実施します。
- 4 部活動について
 - ・原則休止します。但し、8月末までに開催される九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等に出場する場合に限り、感染症対策を講じた上で平日90分以内（早朝練習なし）、土日休日120分以内とし、必要最小限の人数とする。
 - ・屋内かつ接触を伴う競技を実施する場合は感染症対策を徹底した上で実施する。
 - ・部活動含む学校への登下校時や車中での移動時等、生徒同士の飲食は厳に慎む。
 - ・県内大会・コンクール等の敗退後は休止とします。
- 5 その他
 - ・学習塾等の習い事は、事業者の感染防止対策を遵守してください。
 - ・学習塾等の習い事への行き帰りについても、マスク着用を徹底させてください。
- 6 発熱等の風邪症状及びPCR検査に係る出欠の判断について
 - ・毎朝、家庭での検温を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合は登校させないでください。出席停止扱いで対応します。
 - ・同居家族内に濃厚接触者指定を受けPCR検査受検を控えている者がいる場合は、出席停止扱いで自宅待機（自宅学習）とします。
 - ・同居家族内に濃厚接触者指定でなくPCR検査を受検する者がいる場合は、原則、出席とします。